



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 平成14年7月9日表彰 山岳遭難救助功勞
  - 奥原 廣次
- 平成14年10月17日表彰 学術芸術文化功勞
  - 藤田 宜永
- 平成14年10月17日表彰 交通安全功勞
  - 田村 静雄 野口 治雄
- 平成14年10月17日表彰 環境保全功勞
  - 木内 三四郎 宮原 尚友
  - 特定非営利活動法人街を花いっぱいにする会
- 平成14年11月21日表彰 統計功勞
  - 松岡 榮子 江村 登三男
  - 土田 良知 今橋 榮
  - 長澤 朝子
- 平成14年12月2日表彰 自治功勞
  - 百瀬 康 賜 正和
  - 有賀 武治 戸谷 庄一
  - 久保田 哲夫 北田 忠弘
  - 井出 毅雄 竹村 仁實
  - 加藤 一雄 工藤 秀一
  - 正木 清郎 御子柴 龍一
- 平成15年1月14日表彰 建設事業功勞
  - 宮澤 明 山本 和彦
  - 渡邊 袈裟巳
- 平成15年2月14日表彰 建設事業功勞
  - 宮下 恒夫
- 平成15年2月14日表彰 消防功勞
  - 土屋 政和 枡 卒 正光
  - 中村 功 井上 孝
- 平成15年2月17日表彰 産業功勞
  - 久保田 常吉
- 平成15年2月18日表彰 保健衛生功勞
  - 羽田 忠彦 奈良田 光男
- 平成15年2月20日表彰 自治功勞
  - 塩沢 昭
- 平成15年2月25日表彰 社会福祉功勞
  - 齊間 新三 小林 正春
  - 櫻井 源太良 中澤 始
  - フラワーサークルボランティア 上本郷ボランティアグループ
- 平成15年3月19日表彰 産業功勞
  - 中山 三郎 石田 正人
  - 湯澤 武雄 北原 貞太郎
  - 高山 昭
- 平成15年3月19日表彰 建設事業功勞
  - 五味 國雄 村澤 修二
  - 湯本 権六

平成15年3月25日表彰 産業功勞

- 大島 敏夫 奥原 好雄
- 小口 博之 河原 悠二
- 北澤 邦夫 小平 夏雄
- 小林 勇生 中村 欽哉
- 橋爪 將司 峯村 忠男

広報広聴チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び予定数量
    - ア 物品名「会議録」の印刷物製造の請負 単価契約(1ページ当たり)
    - イ 予定数量
      - (ア) 2月定例会 140部(予定数量) 年5回発行
        - ・会議の部 936ページ
        - ・議案等の部 448ページ
      - (イ) 2月定例会以外の定例会(3回)及び臨時会 120部 年5回発行
        - ・会議の部 1,224ページ
        - ・議案等の部 510ページ
  - (2) 物品等の特質
    - 入札説明書による。
  - (3) 契約期間及び納入日
    - ア 契約期間
      - 契約締結の日から平成16年3月31日まで
    - イ 納入日
      - 最終のデータ(原稿)を渡した日から20日以内
  - (4) 納入場所
    - 長野県議会事務局 議事課
  - (5) 入札方法
    - 1ページ当たりの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - 次のいずれにも該当する者であること。
    - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
    - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
    - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月14日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月15日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本ヒーリング音楽協会

3 代表者の氏名

藤井郁子

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡立科町大字山部994番地13

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子ども、その他癒しを必要とする人、それらを支援する人たちに癒しに関する事業を行い、ゆとりや活力ある社会づくりをし、癒しを必要としている方々に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

不法投棄防止夜間監視委託

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成15年5月9日から平成15年11月30日までの間で、県が指定する180日

(4) 業務場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第4条による認定を受けた者であること。

(5) 事業実施にあたり、失業者の新規雇用(従事者の75%以上、事業費の人件費割合が80%以上)が図れる者であり、また夜間における不法投棄行為者の確認及び通報を迅速かつ的確に行える者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室

電話 026 (235) 7203

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）  
ア 日 時 平成15年4月25日 午後5時  
イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便  
番号 380-8570）  
長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日 時 平成15年4月30日 午前10時  
イ 場 所 長野県庁西庁舎 304号室
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める  
期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号  
に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する  
場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め  
る期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号  
に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する  
場合は、この限りではない。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格  
をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他  
詳細は入札説明書による。

廃棄物対策課廃棄物監視指導室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月3日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
水田農業経営確立助成補助金交付事務電算処理委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書、仕様書及びプログラム説明書による。
- (3) 履行期間  
平成15年4月28日から平成16年3月31日まで
- (4) 入札方法  
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、  
入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額  
を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数がある  
ときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする  
ので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者  
であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当す  
る金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい  
う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第  
2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札  
に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格  
（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「電算業務」の欄の等  
級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参  
加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35  
号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付及びプログラム説明書  
の閲覧場所並びに問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県農政部農業技術課  
電話 026(235)7223
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）  
ア 日 時 平成15年4月21日 午後5時  
イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便  
番号 380-8570）  
長野県農政部農業技術課
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日 時 平成15年4月22日 午前10時  
イ 場 所 長野県西庁舎403号会議室
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め  
る期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号  
に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する  
場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め  
る期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号  
に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する  
場合は、この限りでない。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格  
をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他  
詳細は入札説明書及び仕様書による。

農業技術課

## 公告

県営大富士池地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類  
県営大富士池地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成15年4月4日から5月2日まで
- 3 縦覧の場所  
小県郡東部町役場

土地改良課

## 公告

平成15年3月28日、塩尻市田川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区小穴沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月12日行いました。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
中野都市計画下水道 中野市公共下水道
- 2 縦覧場所  
長野県土木部下水道課及び中野市

下水道課

## 公告

平成15年3月4日認可した木曾郡南木曾町による神戸地区中野換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月6日行った旨届出がありました。

平成15年4月3日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

農村整備課

## 公告

平成15年3月4日認可した木曾郡南木曾町による妻籠地区大妻籠換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月6日行った旨届出がありました。

平成15年4月3日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

農村整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月3日

長野県公営企業管理者 古林弘充

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
県営水道料金コンビニエンスストア収納業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成16年3月31日まで

## (4) 入札の方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) コンビニエンスストア収納業務に関し、その業務を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) 県営水道事業料金計算事務システム(WarmsII)が確実に稼働する旨、当該システム納入者(㈱電算、長野市県町451)から証明を受けた者であること。なお内容審査の都合上、平成15年4月23日午後5時までに稼働確認依頼を行うこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企業局水道課  
電話 026 (235) 7381
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日 時 平成15年4月30日 午後1時30分  
イ 場 所 長野県庁西庁舎303会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は受け付けない。
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他  
詳細は入札説明書による。

水道課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月3日

長野県教育委員会教育長 瀬 良 和 征

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成15年度に教育委員会において開催する会議、検討委員会等の議事録テープ起こし業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

平成15年4月15日から平成16年3月31日まで

## (4) 入札方法

テープ起こし業務1分当たりの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局教育振興課

電話 026 (235) 7422

## 4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成15年4月7日(月) 午後2時

(2) 場 所 長野県教育委員会教育委員会室(長野県庁8F)

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月14日(月) 午前10時

イ 場 所 長野県教育委員会教育委員会室(長野県庁8F)

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成15年4月11日(金) 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局教育振興課

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号

に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

教育振興課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年4月3日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)	5月28日(水)	午前10時から午後4時まで	塩尻会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年4月3日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

受講対象者	講習会 開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	5月7日 (水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	東 信
	5月14日 (水)		飯田会場	南 信
	5月21日 (水)		松本会場	中 信

生活保安課

